

規 則

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年六月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十四号

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成二十一年埼玉県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号ロ中「別表第十二」を「別表第十三」に改める。

第二十条第一項中「平成二十一年総務省告示第七十五号（統計法第二十八条及び附則第三条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件）に定める日本標準産業分類」を「日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）」に改める。

様式第一号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の注2中「（平成二十一年総務省告示第一七五号）」を削る。

様式第三号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の注1中「（平成二十一年総務省告示第一七五号）」を削る。

様式第八号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の注2中「（平成二十一年総務省告示第一七五号）」を削る。

様式第十号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の注1中「（平成二十一年総務省告示第一七五号）」を削る。

様式第十二号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の注2中「（平成二十一年総務省告示第一七五号）」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。